

令和7年度山形県地域型食品企業等連携促進事業補助金

1. 概要

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、県産農林水産物を活用した新たなビジネスの創出を推進するため、山形県地域型食品企業等連携促進事業（通称：やまがた フード・プロジェクト。以下「YFP」という。）の地域コンソーシアムに参画する事業者による、県産農林水産物を活用した新商品や新サービス等の開発や販路開拓に係る取組を支援します。

2. 補助対象者

YFP 地域コンソーシアム参画事業者である食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）であって、次頁1に掲げる要件を全て満たす者。（詳細は公募要領（<https://www.pref.yamagata.jp/140031/yfp2025hojokin.html>）をご確認ください。）

3. 補助対象事業

補助対象事業は下記1及び2の事業で、次頁2に掲げる要件を満たすものである必要があります。

1 新商品等の開発

YFP において組成された新商品や新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等

2 販路開拓の実施

1で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展

4. 補助金額・補助率・補助対象経費

(1) 補助金額：100万円以内

(2) 補助率：定額、1/2

※食料システム法第6条に基づく安定取引関係確立事業活動計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができる
と見込まれる場合は定額

(3) 補助対象経費：新商品等企画・実証・開発費、消費者評価会実施費、販売促進展開費

5. スケジュール（予定）

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和8年2月27日（金）まで【期限厳守】

	実施予定時期
事業実施計画書受付期間	令和7年9月5日（金）～10月10日（金）
事業実施計画審査・採択	令和7年10月下旬
補助金交付決定	令和7年11月上旬

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

※ 事業実施計画書の提出前に、YFP事務局の確認を必ず受けてください。

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【問い合わせ・提出先】

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課 販路開拓・食ビジネス推進担当

TEL : 023-630-3029

メール : ynosansui@pref.yamagata.jp

【事業実施計画書確認先】

YFP事務局：（公益財団法人）流通経済研究所

TEL : 03-5213-4534

メール : info_desk@lfp-yamagata.jp

【YFP 地域コンソーシアムについて】

URL : <https://www.lfp-yamagata.jp/news/entry-15.html>

【要件１：補助対象事業者】

- (１) 地域の食品等事業者と農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の参画を必須として、食料システムの各段階（生産・加工・製造、流通・販売等）のそれぞれ異なる１者以上を含む計３者以上が連携して取り組むこと。
また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- (２) 新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、地域コンソーシアムの参画者である大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (３) 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- (４) 事業期間を３年から５年とする事業実施計画を作成すること。
- (５) 交付要綱の規定による収益納付、事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- (６) 補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の２分の１までとする。

【要件２：補助対象事業】

- (１) 新商品等の開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。
 - ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
 - ウ 開発した新商品等にあつては、「ＦＣＰ展示会・商談会シート」を作成すること。
- (２) 販路開拓に向けて行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。

 - ア 展示会等のブース又は間接補助事業者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (３) 食品等事業者が定額の支援を受ける際、地域コンソーシアムに属する食品等事業者は、食料システム法第６条に基づく安定取引関係確立事業活動計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると見込まれるものであること。
- (４) 販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「ＦＣＰ展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。